

平成17年度事業経過報告

全般

【平成17年度は】

総選挙が9月11日に行われ、自民党が圧勝し、多くの自民党若手議員、女性議員が当選し、「小泉チルドレン」と呼ばれる無派閥議員が誕生しました。

その後、総選挙にも出馬したホリエモンこと堀江貴文社長率いるライブドアの粉飾等の問題で日本の株式が大きく下落し、たった一社の株式問題で株価が落ち込むという日本経済の弱さが露呈された年でもありました。

また自然界では超大型ハリケーン「カトリーナ」が、アメリカ合衆国南部地域ニューオーリンズ市を襲い多大な被害を与え、これによりアメリカの貧困層の実情が表面化しました。一昨年のインドネシアの津波被害といい最近の自然の猛威は人間社会に何かを暗示しているのかもしれませんが。

平成18年に入り3月には、野球界でアメリカにおいて初めての世界選手権(WBC)が行われ、王監督が率いるジャパンチームが奇跡的な決勝リーグ進出を果たし、その後の決勝リーグで、予選で敗退を喫している韓国に大勝し、決勝戦ではキューバを破り見事世界一となりました。本年はつづいてワールドサッカーがドイツで行われます。スポーツ選手の頑張りによって最近薄れている国家意識がまたひとつ高揚することを期待するものです。

【司法書士は】

平成15年の司法書士法改正のあと、平成17年3月不動産登記法の改正、平成18年5月には会社法の改正と、我が業界にあっては毎年毎年大きな波のうねりが絶え間なく押し寄せてきています。そしてその対応としては、会員研修によって会員が各改正点を理解し、市民の方々にタイムリーにそして適正にリーガルサービスが行われることがベストであります。昨年11月28日には高知地方法務局本局がオンライン指定庁となり、これによる登記識別情報の受領の仕方や登記申請の方法等、今までと違った取り扱いが行われることとなり、法務局サイドとの協議や会員はもちろん補助者も含めた研修および支部と支局との打ち合わせ会を行いました。会員の皆様におかれましては最近研修詰めの日々が続き大変ですが前述の意義を思い起こして研鑽をお願いするところで

また簡裁代理権取得後司法書士のプロボノ的活動が行われるようになり、出資法の上限金利引き下げについては全国的に国・県・市の各議会へ請願をし、国民の安定した生活に寄与する気風が出来始めつつあります。

【法テラスと総合相談センターは】

日本司法支援センターの設立準備が平成16年より行われてから、いよいよ本年4月から開始となりました。高知県でも準備委員会がプレ地方協議会を2回開催したりして地方事務所の開設に向けて順調に準備がすすんでいるところです。当会では新名称「法テラス」とリンクする総合相談センターを昨年11月1日に創設し、すでに相談活動に入り、市民の生活基盤安定に寄与をしているところです。総合相談センターは現在安芸市、四万十市、須崎市、高知市と四箇所において稼働をしており、会員相談員の方々にはフル回転で相談活動をしていただいております。近い将来においては、法テラスと総合相談センターがリンクし、一般市民が法テラスへアクセスし、そこからの紹介を受けて総合相談センターにおいて相談、事件受託へと進むことが予想されます。

これにより、司法過疎の地域においても未解決事件の掘り起こしができ、適切な解決へと向かうものが多くなると期待するものであります。

【ADR（筆界特定等）は】

平成16年「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」が公布され平成19年には施行となりますが、それに付帯して当会は日司連の調停センターモデル会となりました。現在、調停技術について研究・考察を行いつつ来たるべく司法書士調停センターの立ち上げに向けて準備をしているところです。

これより先立ち筆界特定制度が平成18年1月20日より施行となりました。法務局の利用状況は施行から4件の申請が出されているとのことですが、当会からも2名の筆界特定調査委員を選任し法務局長から委嘱を受けております。

【職域は】

平成17年12月21日に規制改革民間開放推進会議は第2次答申を発表し、資格制度の見直し項目の中で隣接職種の相互乗り入れ・取り扱いの拡大参加を認める方針から、その中で行政書士に商業・法人登記の開放をとの意見が出ました。その後司法書士界は一時騒然となり、急遽全国会長会が開催されるなどしましたが、平成18年2月24日司法書士制度推進議員連盟総会が開催され、席上推進議員側から法務省担当官にこの問題についての確認をして一段落ついたところです。しかしながら予断を許さない状況が継続することは必至で、政治連盟と歩調を合わせ情報を共有しながら注視していきたいと思っております。会員の皆さんにおかれましても商業・法人登記を今一度見直しをされ、積極的に業務の中に取り入れていただくことをお願いするところです。

【倫理は】

建築士の違法設計所謂「姉齒問題」は資格者全体の倫理の問題を考えさせられることとなりました。我が司法書士会も遅ればせながら年次研修と称して主

に司法書士倫理について平成17年7月23日研修会を行いました。研修会には20名の受講者が参加して倫理について学びました。この研修と相俟って当会において、綱紀問題が発生しました。会員が、取引業者に登記依頼の際に金員を手渡していたという事実でした。その後の綱紀委員会での調査結果を踏まえ、理事会、注意勧告小理事会の審議のあと、大変残念なことに該当会員を注意勧告処分としました。倫理研修をもう少し早く開始しておれば、防げたかもしれない事案だけに悔やまれてなりません。会員の方々におかれましては年次研修制度の重要さを認識していただいて、該当年次には必ず受講していただきたくお願いするところであります。

【会費は】

共済制度の廃止から事件割会費の見直しが他司法書士会でも行われる中、当会はまだまだ先の話とっておりましたが、年度末直前で連合会は急遽平成18年3月29日臨時総会を開催し、会費の値上げを提案して特別会計について会員一人当たり実質金一千円の値上げを決定いたしました。この値上げは当会のような弱小・小規模会に援助金を与え、会の活動を円滑にする目的であると大義名分を打ち上げましたが、いくらお金があっても稼働する会員数が限定的である当会では、いろいろな活動をするにも会員の皆さんの時間的負担を考えると限界があります。結局は大規模会の公的個人認証等の負担に使用されてゆき、数が多い会の会員の負担が減少する結果となるのではないかと危惧するところです。

しかしながら値上げの事実と事件割会費の見直しは必須の事項で当会としても避けられない局面と考え、年度末ぎりぎりに会費等検討特別委員会を立ち上げ会費の問題の整理を予定いたしております。これら全国的な流れを見据え早すぎず遅すぎずの方法で対処していくつもりです。

高知県司法書士会は

年度当初の理事会では会長の初心として、「司法書士としてふさわしい人の創造、国民の期待に添いうる司法書士の創造」を目標として掲げました。さらに事業計画の基本理念として、「あまねく地域における法サービスが受けられる社会の実現」を掲げました。

【具体的活動は】

1、司法書士総合相談センターの設置

平成17年11月1日に高知県司法書士総合相談センターを開設し、西尾センター室長を中心に市民から当会への相談については窓口を一本化し、より広い地域での相談活動を行うよう、現在安芸市、四万十市、須崎市、高知

市の四箇所毎週土曜日に相談を受けています。また毎週水曜日には相談者が仕事を終えてから相談を受けられるように夕方6時より会館においてクレサラ関係の相談を行っており、各相談はほぼ満杯の状態です。現在稼働いたしております。

1、調停センター設置準備室の設置

平成17年度の連合会事業の中で当会が調停センター設置モデル会となり、小島調停センター設置準備室長を中心に室員等がメデイエーション・調停技術等の研修を重ね、裁判所調停委員経験者等による当会会員の指導に余念がないところです。実際には調停センター（ADR）が立ち上がって後の一般市民の利用度はまったく予測が付きませんが、法テラスや総合相談センターとの連携を考えて万全を期するためには今の活動が大変重要であると確信いたしております。

1、不動産登記法オンライン化への対応

不動産登記法改正とオンライン指定庁と初めて不動産登記実務が揺れに揺れた一年だったように思えます。改正に対して会・支部が補助者も交えて幾度も研修会を開催いたしました。登記証明情報の取り扱いや補助者事務指示書等混乱もなく今に至っておりますことに一息しているところです。

また対外的にも県下金融機関との打ち合わせ会や宅地建物取引業協会への講師派遣等を何度か行い、不動産登記実務が円滑に運営できるようにいたしました。

1、研究会の推進

近年司法書士の職域は多岐に分かれ随分と専門的になってきました。債務整理等訴訟事件を中心とする会員、成年後見を中心とする会員、従来型の不動産登記を専門とする会員、会社サポートの専門家を目指す会員とバラエティに富んだ業務が展開され始めました。その傾向から本年度は裁判事例・会社法務・不動産登記・登記オンライン化・成年後見等の各研究会が発足しました。研究会の推進は会員の情報交換の場としてなくてはならないものであります。平成17年度は不動産登記研究会が3回、破産法研究会が1回、数班に分かれて行われている裁判実務の研修は各班の打ち合わせ会、合同の模擬裁判を加えるとかなりの回数を重ねております。

1、職業倫理の高揚

初めての年次研修を開催し職業倫理をあらためて研鑽したことは大変有意義なことであると確信いたしております。ただ世の中の流れや前述の綱紀問題を考えますと5年前あたりから開始をすべきではなかったかと思えます。コンプライアンスの面では我々司法書士はお互いに大変甘い考えではなかつ

たかと反省をいたしております。年次研修がないまま推移しておれば、司法書士会も建築士会同様に大きな問題が起こりうることが予想されたやもしれません。毎日の業務があたりまえになって、大事な根本倫理が薄れていくことは往々にしてあるところですが。早く多くの会員の方が受講できるシステムの構築が必要であると考えます。

【委員会活動】

上記までに報告できなかった各委員会の活動をここに記載いたします。

1、広報委員会

会報の見直しを第一にしました。従来の冊子型の会報を廃止して、新たにタイムリーにまた読みやすいサイズ「ホッホーだより」を3回発行いたしました。また对外広報の手段としてホームページの活用を行い、法の日等の相談会の日程は他のメディアも利用して絶えず充実した新しい広報の掲載を心がけております。

1、消費者問題委員会

クレサラ問題の研修会開催等を立案し、クレサラ相談活動の円滑を図りました。アイフル等の一斉提訴を行ったり、またヤミ金融対策も検討し、ヤミ金融関係機関連絡会議のメンバーともなり、県民の消費生活の支えとなりました。

1、簡裁訴訟代理関係業務推進委員会

裁判研修の立案・模擬裁判の企画を行い、まさしく簡易裁判所代理権の推進の拡充をいたしました。これにより研修を終えた会員等が県下においてあまねく裁判を受ける権利を護り、地域社会に貢献することを期待するところです。

1、研修委員会

下記研修会の企画・立案・実施をいたしました。

(1) 一般研修会

第1回 17年9月3日高知城ホール

「破産法と登記」 講師 古橋清二(静岡県会会員)

「新不動産登記法」 講師 松浦弘延会員

第2回 17年11月26日高知城ホール

「新会社法」 講師 神崎満治郎(商業登記倶楽部主宰)

第3回 18年3月4日高知城ホール

「司法書士制度とそれを取り巻く環境」

講師 細田長司連合会副会長

「民法改正」 講師 林真貴会員

「筆界特定」 講師 岡村敬造会員

「税制改正」 講師 松浦弘延会員

(2) 支部派遣研修 中央・東・西各支部において

「オンライン指定庁後の不動産登記手続き」

講師 細田長司連合会副会長

【その他の活動】

1、支部と法務局との協議

平成17年8月22日 東支部と安芸支局

平成17年8月23日 西支部と四万十支局

平成17年9月7日 中東支部と山田支局

平成17年10月20日 中央支部と本局

1、弁護士会との協議

平成17年7月25日 クードバレーヌ

合同研修・司法ネットについて

1、理事会

第2回平成17年6月1日(同日理事・支部長会開催)

- ・ 相談役委嘱
- ・ 理事の担当割り振り
- ・ 委員委嘱
- ・ 四国ブロック役員の選任
- ・ 連合会総会オブザーバーの選任

第3回平成17年10月28日

- ・ 各担当報告
- ・ 高知県司法書士会補助者証取り扱い規程および補助者事務の指示にかんする運用規程
- ・ 高知県司法書士会総合相談センター設置ならびに運営に関する規程
- ・ 相談会相談表管理について
- ・ 司法書士調停センター設置
- ・ 綱紀問題

第4回平成18年3月3日

- ・ 各担当報告
- ・ 特別委員会設置
- ・ 司法書士法違反事件の官憲への告発の検討